

「エコプロアワード」 ロゴマーク使用規定

エコプロアワード運営事務局
(一般社団法人産業環境管理協会)

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「当協会」という）が主催する「エコプロアワード」において表彰されたプロダクツ又はサービスの供給者が、そのプロダクツ又はサービスの広報や宣伝等を目的にロゴマークを使用する際の留意事項等について定める。

(ロゴマークを使用できる者等)

第2条 ロゴマークを使用できる者は、「エコプロアワード」において、表彰を受けたプロダクツ又はサービスの供給者及び供給者が二次使用を認めた者に限られる。

2 ロゴマークが使用できるのは、表彰を受けたプロダクツ又はサービスに関する広報や宣伝等に利用する場合に限られる。

表彰を受けたエコサービスによって生産された製品及びサービスにロゴマークを使うことは原則として認めない。(注)

3 ロゴマークの使用開始は、表彰に該当した年のエコプロアワードの結果発表以降とする。なお、表彰に該当した年以降もロゴマークの使用を認めるものとする。

(使用ロゴマーク等)

第3条 当協会が使用を認めるロゴマークは次の通りとする。

< 1 カラー印刷用 >

フォント Montseran/CalsbMT/YuGothicUI/Sembold/Sembold

色彩 #066835 #0B842 #439D46



< 2 モノクロ印刷用 >

フォント Montseran/CalistoMT/YuGothicUI/Semibold/Semibold

色彩 #056835



EcoPro Awards

< 3 モノクロ印刷 小 >

フォント Montseran/CalistoMT/YuGothicUI/Semibold/Semibold

色彩 #056835



EcoPro Awards エコプロアワード

3 前項のロゴマークを使用する際には、次の各号の条件を満たすものとする。
なおロゴ内の西暦表示は必ず表記するものとする。

(1) 大きさについては、ロゴマークを内包する長方形の天地部分の長さが原則
1.5センチメートル以上とする。

(2) フォントについては、Montserrat / Calisto MT / Yu Gothic UI Semibold Semibold とする。

(3) 色彩については、カラー用 (#056835 #CB842 #439D46) とし、モノクロ用 (#056835) とする

(4) ロゴマークの周囲に、表彰に該当したエコプロアワードの開催回、賞の種類を必ず明記する。

記載例示 1 (2018年度に実施された第1回において、大臣賞を受賞した場合は下記の記述となる)
第1回エコプロアワード ○○大臣賞受賞

記載例示 2 (2018年度に実施された第1回において、優秀賞を受賞した場合は下記の記述となる)
第1回エコプロアワード エコプロ2018実行委員長賞(優秀賞)受賞

記載例示 3 (2018年度に実施された第1回において、奨励賞を受賞した場合は下記の記述となる)
第1回エコプロアワード 奨励賞受賞

(ロゴマーク使用に関する報告)

第4条 ロゴマークの使用を希望する場合は、当協会に対し、あらかじめ使用方法を報告することとする。

(使用違反に対する対応)

第5条 ロゴマークを故意に改ざんしたり、使用条件に違背してロゴマークを使用した場合、あるいは利用できる者以外の者がロゴマークを使用した場合等には、当協会はただちにその使用停止を求めるとともに、必要に応じて法的措置をとることがある。

(実施細則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、別途細則として定めることができる。

(注) ロゴマークの使用については、当協会において、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)等の規定などを参考にして総合判断します。

(附 則)

この規定は、2018年12月1日から適用する。